

日本における 自主的安全衛生活動促進に向けた 行政の取組

～リスクアセスメント推進に向けた取組と今後の課題～

厚生労働省 労働基準局安全衛生部

労働衛生専門官 船井雄一郎



労働基準行政の組織と役割

厚生労働省本省

指揮監督

都道府県労働局
(全国：47箇所)

指揮監督

労働基準監督署
(全国：325箇所)

監督官

安全衛生も含めた労働
基準行政のオールラウンダー

技官

安全衛生を専門とする
スペシャリスト

- ◎我が国の安全衛生施策の企画・立案
(法令、通達等の策定)
- ◎都道府県労働局の指揮監督等



- 都道府県の特性を踏まえた施策の企画・立案
- 監督署に対する年間計画の作成方針の指示
及び作成された計画の審査
- 計画に基づく指導状況の確認及び改善指示
- 広域事案の指揮 等



- ◇ 監督指導業務 
臨検監督、申告処理、司法警察事務等

- ◇ 安全衛生業務 
安全衛生指導、災害調査、工事計画の審査等

- ◇ 労災補償業務 

- ◇ その他の総合的な労働相談業務 等 

労働安全衛生法の概要

目的：職場における労働者の安全と健康の確保

事業者の義務

①安全衛生管理体制の確立、②災害防止のための具体的措置

安全衛生管理体制の確立

安全衛生委員会

安全衛生に関する事項の「調査審議」

安全管理者

衛生管理者

産業医

※ 各管理者等を委員に含め、労働者側が半数以上となるように構成

災害防止のための具体的措置

危険の防止

機械設備の安全化

作業方法の安全化

作業場所の安全化

健康障害の防止

健康診断の実施

作業環境測定

保護具の使用

労働基準監督官等による監督・指導

労働安全衛生法の概要

目的：職場における労働者の安全と健康の確保

事業者の義務

①安全衛生管理体制の確立、②災害防止のための具体的措置

安全衛生管理体制の確立

安全衛生委員会

安全衛生に関する事項の「調査審議」

安全管理者

衛生管理者

産業医

※ 各管理者等を委員に含め、労働者側が半数以上となるように構成

災害防止のための具体的措置

リスクアセスメント

法令で個別具体的に求めている措置に加えて実施

労働基準監督官等による監督・指導

リスクアセスメントの法令上の位置付け①

① リスクアセスメント
(危険性・有害性の調査)



② リスクアセスメント
に基づく措置の実施

労働安全衛生法上、①、②のいずれも
「努力義務」の対象とされている
(2006年4月より)

リスクアセスメントの法令上の位置付け②

努力義務の範囲と対象

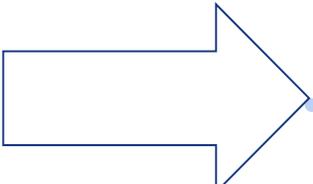
① 化学物質の危険性・有害性

- 全業種が対象
- 事業者の努力義務

※ SDSの交付が義務付けられている物質については、昨年の法改正により、「義務化」の予定（公布後2年以内に施行）

② 化学物質以外の機械設備、原材料等の危険性・有害性

- 製造業や建設業などの危険有害業務を有する一部の業種が対象
- 事業者の努力義務

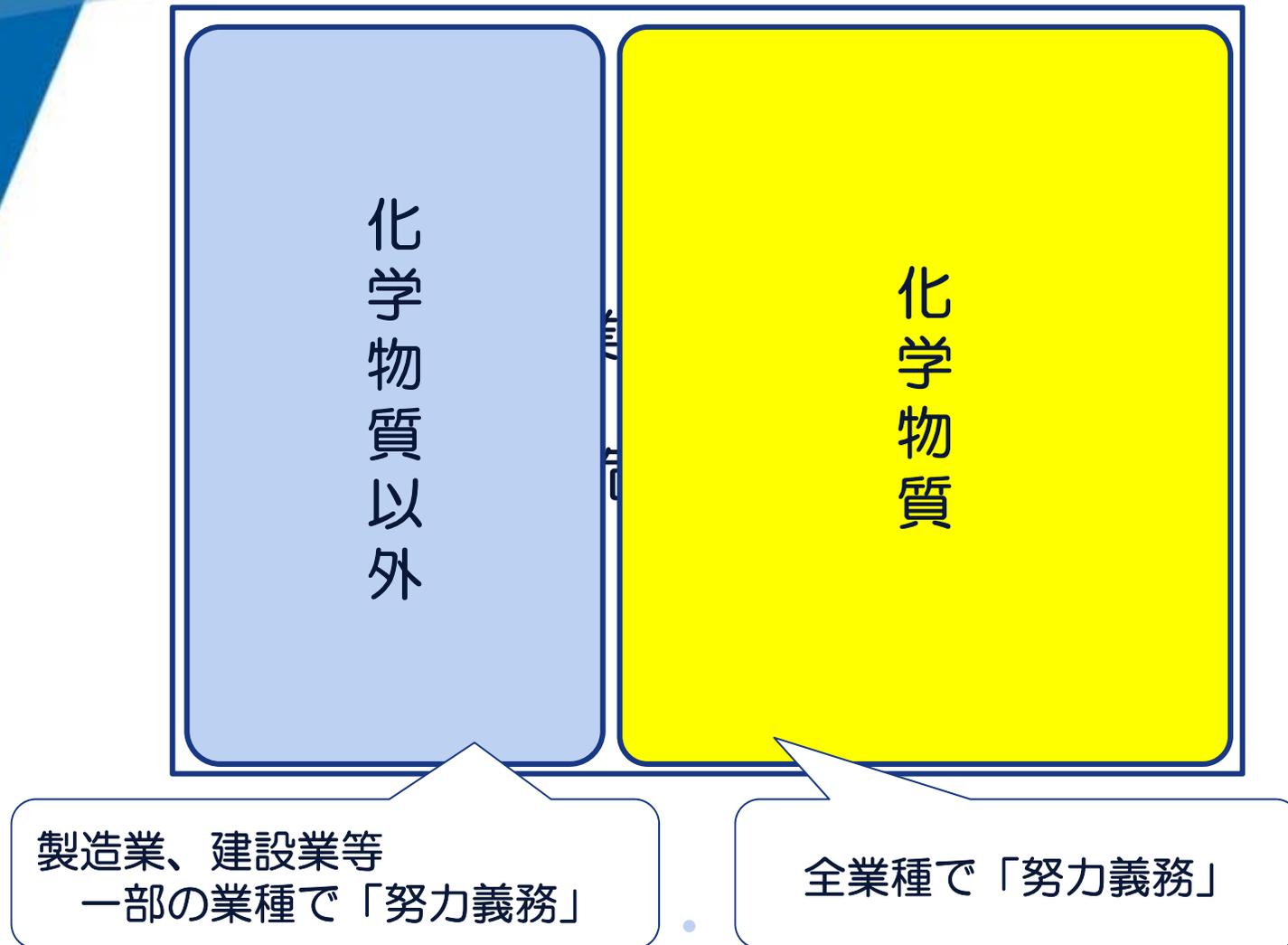
•  事業場の規模（労働者数）
は問わない

リスクアセスメントの法令上の位置付け③

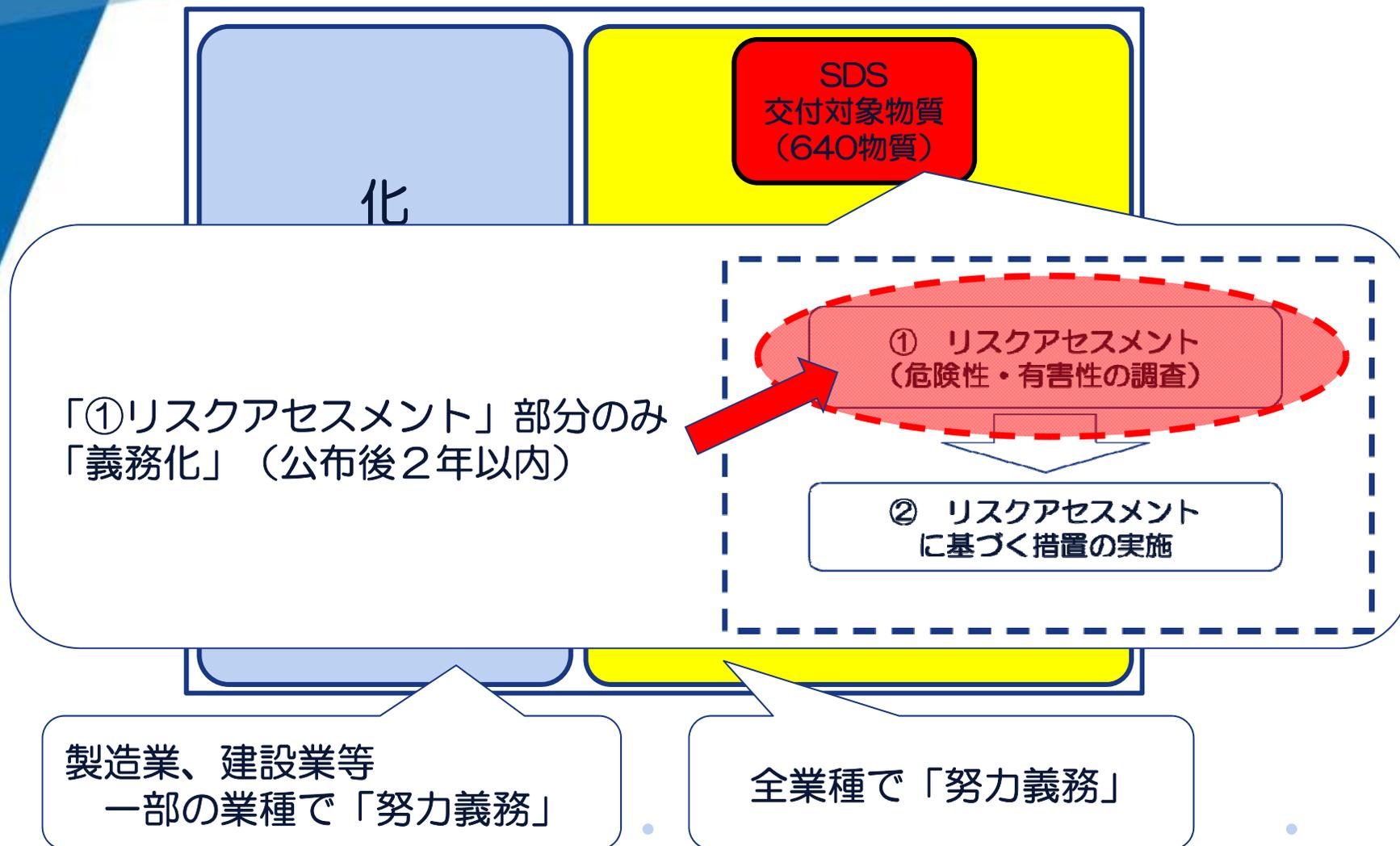
事業場における
様々な危険性・有害性



リスクアセスメントの法令上の位置付け③



リスクアセスメントの法令上の位置付け③



行政によるこれまでの取組

厚生労働省本省における取組

法令、指針、通達の策定

業界団体、関係行政機関への協力要請

関係団体を活用した委託事業等の実施

- ①マニュアル等のツール開発
- ②専門家による中小規模事業場支援
- ③モデル事業場の育成
- ④諸外国における制度等の調査 等

労働局・監督署における取組

法令、指針、通達の周知

「リスクアセスメント推進計画」の策定及びこれに基づく各種指導等の実施

- ①自主点検の実施
- ②集団指導の実施
- ③監督指導、個別指導の実施
- ④災害発生事業場に対する再発防止指導等の場を活用した実施勧奨
- ⑤業界団体との協議会等の開催

本省、労働局・監督署が一丸となった取組により、
リスクアセスメントとこれを「核」とするOSHMSの推進を図る

各種マニュアル、ツール①

○ 厚生労働省ホームページ

各種マニュアル等

○ 厚生労働省がこれまで作成したリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムに関するマニュアル等は厚生労働省HPに掲載。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

分類	名称	形式	作成者	作成年月
全般	リスクアセスメント担当者養成研修受講者用テキスト(平成24年度事業分)	テキスト	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会	H25.3
全般	リスクアセスメント担当者養成研修講師用テキスト(平成24年度事業分)	テキスト	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会	H25.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針 [132KB]	指針	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (本文 [338KB]、 別添1 [18KB]、 別添2 [186KB]、 別添3 [28KB]、 別添4 [61KB]、 別添5 [25KB])	通達	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説 [485KB]	解説	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット	厚生労働省	H18.3
全般	リスクアセスメント担当者養成研修受講者用テキスト	テキスト	厚生労働省	H24.2
全般	リスクアセスメント担当者養成研修講師用テキスト	テキスト	厚生労働省	H24.2
全般	平成24年度リスクアセスメント実施事例集	事例集	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会	H25.3
全般	リスクアセスメント実施事例集	事例集	厚生労働省	H24.3
全般	労働災害防止のために～労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です～ (小規模事業場向けのリスクアセスメントの実施方法を含む)	リーフレット	厚生労働省	H23.2
全般	事例でわかる職場のリスクアセスメント	リーフレット	労働基準局安全衛生部安全課	H23.2
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針 [132KB]	指針	厚生労働省	H18.3

各種マニュアル、ツール②

○ 職場のあんぜんサイト

リスクアセスメントの実施支援システム（主要業種・主要作業別）



- マウスクリックのみで主要な作業ごとのリスクアセスメントをHP上で支援
- 中小企業等リスクアセスメントに関するノウハウが十分でない方々も活用可能

リスクアセスメント実施一覧表

有害性と発生する災害	【3】すでに実施している災害防止対策とリスクの見送り				【4】追加のリスク低減措置案と措置後のリスクの見送り				【5】措置実施日
	実施している災害防止対策	重篤度	可能性	優先度(リスク)	追加のリスク低減措置案	重篤度	可能性	優先度(リスク)	
ワーク浴槽(リ)際に素(CO)の多量な炭素中毒を発生	全休換気装置による換気をする。 変更	△	△	II	①局所排気装置を設置するとともに、その装置の点検を実施する。 ②作業時、作業員は必ず排気装置の範囲内に立ち回す。	△	○	I	平月日 (YYYYMMDD) 設定

重篤度(災害の程度)	災害の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	● 死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ● 休業災害(1ヶ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	● 休業災害(1ヶ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	● 不休災害やかすり傷程度のもの

各種マニュアル、ツール③

リスクアセスメントの実施支援システム（化学物質）

リスクアセスメント実施支援システム

Step1 > Step2 > Step3 > Step4

ステップ1: リスクアセスメントを行う作業
 まず最初に、リスクアセスメントを行う作業を決めます。
 ・どこで行っているか、どのような作業か
 ・何人で行っているか
 ・取り扱っている化学物質は何か またその性状はどのようなものか
 有害性情報がわかるもの(容器に表示されたラベル、SDSなど)もご用意ください。

※は必須項目です。

タイトル
 担当者名
 作業場所
 作業内容 ※ 貯蔵及び保管
 作業人数 ※ 10人未満
 液体・粉体 ※ 液体 粉体
 化学物質名 ※

ガイド
 タイトル、担当者名、作業場所
 最後に出力される「レポート」に表示されます。入力には任意です。
 作業内容
 最も内容に近いものを選びます。
 最後に表示される対策シートの選択に影響があります。
 作業人数
 通常作業での人数を入力します。
 液体・粉体
 主に取り扱う化学物質の性状で選

終了

※本サイ

○ ILOが開発途上国の中小企業向けに開発した「コントロール・バンディング」手法を用いた簡易なリスクアセスメントをHP上で支援

リスクアセスメント実施レポート

リスクレベル	有害性 ランク	揮発性 ランク	取扱量 ランク	化学物質名
4, S	E, S	中	多量	1, 2-ジクロロプロパン

リスク低減対策

リスクレベル	実施すべき事項
4	化学物質の使用の中止、代替化、封じ込めの実施 1) 原料の代替化 2) 工程の密閉化 など
S	皮膚や眼に対する保護具の使用 など

リスクアセスメントに取り組むメリット

① 法令上のメリット

法令に基づく危険有害な機械等の設置届の免除

リスクアセスメントを柱とする安全衛生活動（OSHMS）を実施している事業場については、一定の要件を満たす場合、労働基準監督署長の認定を受け、法令に基づく届出の一部について免除を受けることができる制度。

② 企業活動上のメリット

公共建設工事入札参加資格・評価に当たっての加点

リスクアセスメントを柱とする安全衛生活動（OSHMS）を実施している事業場であって、建設業労働災害防止協会が行う認定を受けた者は、一部の地方公共団体等が発注する建設工事の入札参加資格審査、入札評価時に加点を受けられる仕組み。

昨年10月時点

入札参加資格審査：国（0）、都道府県（3）、地町村（6）、その他（1）
入札時の総合評価：国（1）、都道府県（4）、地町村（30）、その他（4）

③ 社会的なメリット（企業イメージの向上）

安全衛生優良企業の評価及び公表①

安全衛生に関する取組を進めている優良企業を評価・公表する仕組みを2015年6月に創設予定（行政による認定及び企業名の公表により取組を促進）

評価項目	安全衛生優良企業の評価項目の概要
必要項目1 （過去3年の企業の状況）	労働関係法令の重大な違反がない 労働災害発生状況等が同業種平均に比べ低い 法令違反を理由に国から企業名を公表されていない等
必要項目2 （現在の企業の取組）	安全衛生に取り組む組織体制の整備 企業のトップも含む全社的な取組
評価項目 （企業の積極的な取組の評価）	安全衛生活動の推進のための取組 健康保持増進対策 メンタルヘルス対策 過重労働防止対策 受動喫煙防止対策 <u>安全対策（リスクアセスメント等）</u> （製造業・建設業等に限る）

安全衛生優良企業の評価及び公表②

<優良企業認定基準>

- ① 必要項目1、2をすべて満たす
- ② 評価項目について、評価項目全てを満たした場合の合計点と比して
 - (i) 各取組・対策ごとに6割以上
 - (ii) 全体で8割以上を満たす



<認定の有効期間と取消>

有効期間は3年。認定基準を満たさなくなったら取消

<積極的な公表>

認定企業においては、それらを表すシンボルマークなどを商品や広告などに自由に使用できる。

国は、認定企業のホームページ公表、求職者などへのアピール、調達における優良企業の優遇などの要請を行う。

③ 社会的なメリット（企業イメージの向上）

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰

無災害の期間が特に優れていて、職場のリスクを低減する取組が特に活発な優良事業場や団体、また、我が国の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者を対象として、厚生労働大臣や都道府県労働局長が表彰を行うもの。

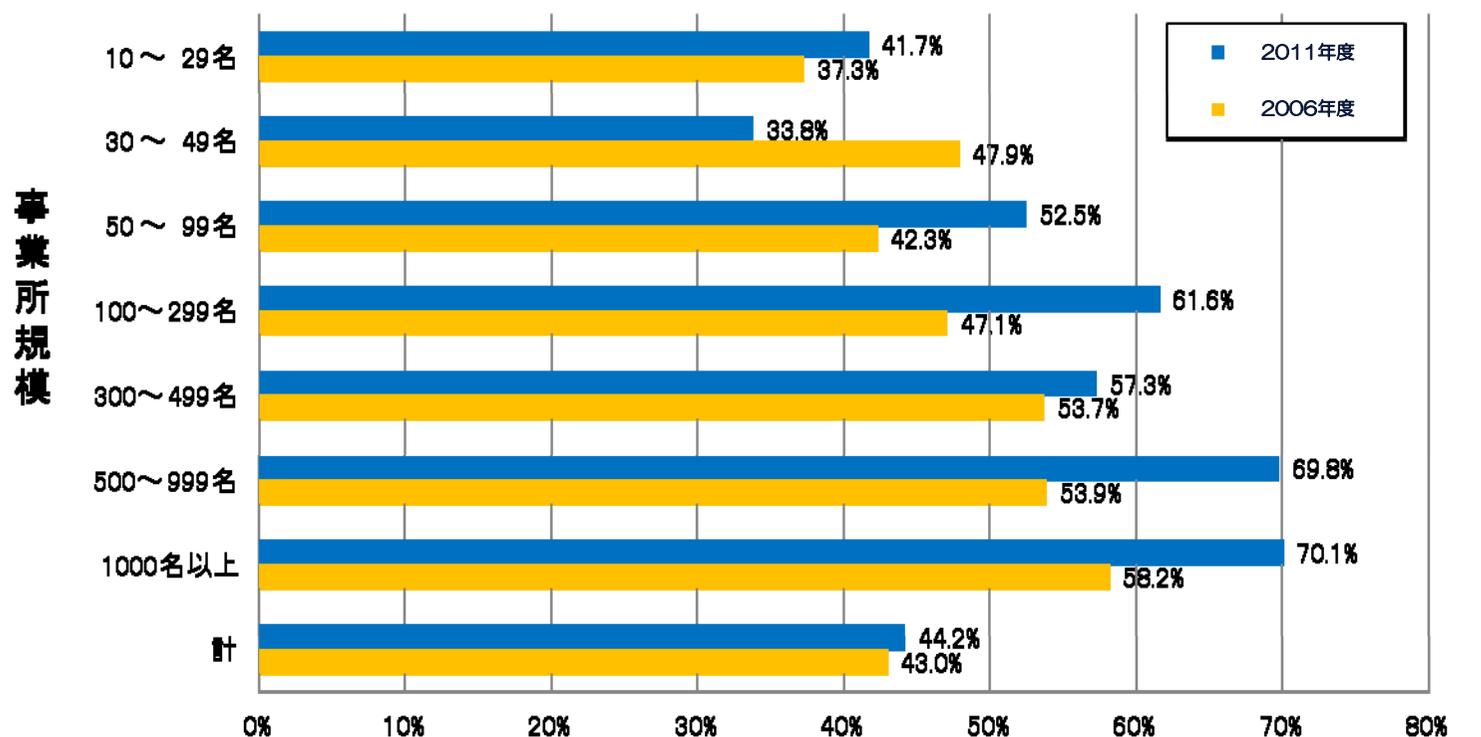
特に優良な表彰者は、国民安全の日（7月1日）に行われる内閣総理大臣表彰の候補者として推薦

表彰基準の例：厚生労働大臣優良賞（安全確保対策）

- 安全衛生管理体制や安全衛生計画の構築・作成状況、労働災害発生率や法令違反の状況等の基本的事項に加え、以下の要件を全て満たすこと。
 - ①無災害記録時間の成績が特に優秀
 - ②リスクアセスメントの計画的かつ継続的な実施（他の模範となるもの）
 - ③創意工夫と労使協調による意識高揚に向けた取組（他の模範となるもの）
 - ④構内下請企業における安全成績

リスクアセスメントの普及状況

【背景】リスクアセスメント実施状況(事業場規模別)



(資料出所)労働災害防止対策等重点調査報告(2011年)
労働環境調査報告(2006年)

RA実施率(%)

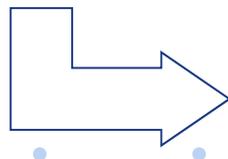
今後の課題

中小規模事業場の導入が低調

- 事業場規模別に見ると、500人以上の事業場では約7割だが、50人未満では3割～4割と中小企業の取組が遅れている。

化学物質や物理因子を対象とした分野の取組が安全分野の取組と比較して低調

- 「直感的に分かる」安全分野とは異なり、化学物質や物理因子をはじめとする衛生分野については着手しにくい
- 安全分野と比較して、マニュアルやツールの開発が不十分



国の中期計画（第1 2次労働災害防止計画）
において、これらへの対応を重点対策として掲
げて対策を推進中

リスクアセスメントに関する誤解

誤解1：リスクアセスメントは新しい取組なので難しい

⇒ KYやヒヤリ・ハットなどの延長線上にある取組

誤解2：中小企業なので取り組むことが難しい

⇒ 規模が小さければ小さいほど対象作業も少ない

誤解3：対象が膨大なので時間とお金がかかる

⇒ 一度に全部やるのではなく、計画的に進めましょう

誤解4：災害を防止する効果があるか分からない

⇒ 未実施事業場の災害発生率は実施事業場の約1.6倍

誤解5：参考となるツールがない

⇒ HP等を通じ、各種のマニュアル、ツールを公表

今後の取組の方向性

- 化学物質のリスクアセスメントの義務化
- マニュアル等の拡充（衛生分野）と更なる周知・活用の促進
- 「見える化」の推進（「危険性・有害性」を洗い出す能力の向上）
- インセンティブ措置の拡大（リスクアセスメントやOSHMSに取り組む企業の評価）
- 労働災害防止団体との連携強化と外部専門家の育成・活用の促進
- 英国をはじめとする諸外国の取組の調査とこれを踏まえた対策の検討

注意安全！



ご安全に！

